

(仮称) 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例(案)についての意見募集の結果について

◆意見募集期間：令和3年8月1日(日)～令和3年8月31日(火)まで ◆意見提出方法：文書の持参、郵送、FAX、電子メール

◆意見提出者数：10名 ◆意見件数：43件

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
1	対象区域ですが、規制の徹底を図るため、安行近郊緑地保全区域に限定すべきと思うが。	ご指摘のとおり、資材置場は、安行近郊緑地保全区域に数多く立地している状況にあります。しかしながら、不適切な資材置場の設置及び管理に起因する危険の発生及び生活環境の悪化が発生しうる問題は、安行近郊緑地保全区域に限定されないため、市内全域を対象といたしております。	なし
2	対象行為の項目にある(設置等に係る区域の面積が500㎡以上)とあるが、むしろ中小の資材置場(特に外国人による解体ヤード)が問題と考える。100㎡以上のものと訂正することをお願いしたい。	資材置場については、①一般的に規模が大きい程、搬入出の回数が増加し、交通の支障や騒音等の周辺的生活環境の悪化への影響が大きくなると考えられること、②赤芝新田地区を調査した結果、500㎡以上のものは面積ベースで全体の8割以上と大半を占めること、③全てを対象とすると申請側・審査側双方の負担が大きいため、これらを総合的に勘案し、500㎡以上を許可の対象としております。	なし
3	条例制定の背景にある第一の原因者である外国人事業者に関し言及されてなく、全く効果のない条例案であるという印象である。人種問題、難民問題等があるものとは認識しているが、守られるべきは川口市に住み続けたいと思う善良な納税者である川口市民であり、その子供たちである。優先順位を、取り違えないでいただきたい。	本条例は、資材置場の設置及び管理に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置及び管理を防止することを目的としております。資材置場という物に着目しており、人に着目する制度ではないことから、外国人事業者に言及するものではないと考えております。	なし
4	規制内容の項目の中の②許可基準について以下の項目を加えていただきたい。 「iv) 通学路における安全性の確保 原則、指定された通学路に接する場所がないこととします。 v) 緊急連絡先の明示 火災の発生や風水害等による塀の倒壊等に起因した改善・是正のため、対象者の緊急連絡先を外部に向け、提示するものとします。」	本条例は、資材置場の設置及び管理に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置及び管理を防止することを目的としていることから、通学路を規制の対象としておりません。また、ご意見の通り、許可を受けた資材置場については、標識の掲示(緊急連絡先を含む)を義務といたします。	あり
5	規制内容の項目の中の④手続 iv 定期報告の項目に以下の項目の追加を加えていただきたい。 「定期報告の頻度については5年に1度または市長が必要と認めた時」	本条例は、条例の施行に必要な限度において、資材置場の関係者に対し、資材置場の設置及び管理の状況に関する報告を求めることができることとしております。なお、定期報告の頻度につきましては、規則において、3年に1度といたします。	あり

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
6	<p>規制内容の項目の中の⑥監督処分・罰則に以下の項目の追加を加えていただきたい。</p> <p>「加えて、川口市発注の物品調達・工事への入札参加資格申請については入札参加停止措置を講じます。」</p>	<p>入札参加停止措置につきましては、契約の適正な履行を確保するためのものとなるため、言及する必要はないと考えております。</p>	なし
7	<p>規制内容の項目の中の「⑦既存資材置き場への対応」について条文を以下に改めていただきたい。</p> <p>既存の資材置場についても、「市民生活の安全性や生活環境の保全に向けて、できる限り適正な設置等を促すため、「(2)②許可基準」のうち「ii 透明性の確保」及び「iii 周辺の安全確保」「iv 通学路における安全確保」「v 緊急連絡先の明示」に関する基準に適合するよう、市は年に一度確認し、違反者に対して⑥監督処分・罰則規定を講じます。」</p>	<p>私有財産である既存の資材置場を、事後的に規制の対象とすることは困難であることから、基準への適合について努力義務を課しております。既存の資材置場においては、必要な限度において、資材置場の関係者に対し、資材置場の設置及び管理の状況に関する報告を求めることができるとともに、立入検査を行うことができることとしております。</p>	なし
8	<p>1 当該条例(案)の概要についての「2. 条例案の概要」「(2) 規制の内容」「③監督処分・罰則」について</p> <p>原案では、「30万円以下の罰金に処する」規定になっているが、刑罰を重くすべきある。例えば、条例に違反した者に対しては、「2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金を科する」旨の規定を設けてはいかがか。</p> <p>(理由)</p> <p>軽い罰則では、罰金を納めながら違反を繰り返して操業することが考えられる。違反は許し難い重い不法行為であると認識させるためにも刑罰を重くすべきと考える。</p>	<p>本条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めるものですが、検察庁と十分協議を行ったうえで、30万円以下の罰金といたしております。</p>	なし

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
9	<p>2 当該条例（案）の概要についての「2. 条例案の概要」「（2）規制の内容」「①許可基準」について</p> <p>（1）「i 公道への接道」について</p> <p>原案では、「幅員4 m以上の公道」規定になっているが、防災上の観点等を考慮して「幅員6 m以上の公道」にすべきではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>狭い公道では消火活動に影響を及ぼす恐れがある。火災発生時の緊急車両の通行を想定するため、消防自動車の車両幅（化学車：幅2.5m、救助工作車：幅2.3m、タンク車；2.3m）を考慮し、すれ違いできる道路幅員を確保すべきではないか。また、資材置場は常時運搬作業車両（小型トラック：積載量が3 t未満のトラックで全幅1.7m以内、中型トラック：最大積載量が3 t以上6.5 t未満のトラックで全幅2.5m以内、大型トラック：最大積載量6.5 t以上のトラックで全幅2.5m以内）の出入りがあり、大半は中型トラックと思われる。市民生活の安全性の観点からも、すれ違いできる「幅員6 m以上の公道」の定義は必要である。</p>	<p>条例で資材置場に規制を設けるにあたっては、私有財産であるため、最低限にとどめる必要があります。幅員4 m以上の公道への接続を許可の基準とすることにつきましては、緊急車両の通行、災害時の避難経路、及び、周辺における円滑な交通の確保のための、最低限度の基準として定めております。</p>	なし
10	<p>（2）「④既存の資材置場への対応」について</p> <p>原案の「努めるものとします」との努力義務規定ではなく、「〇年〇月〇日までに改善しなければならないものとします」あるいは「本条例施行後2年以内に改善しなければならないものとします」との義務規定にすべきではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>資材置場は安行近郊緑地保全区域のうち市街化調整区域内において既に相当数設置されていると聞いている。新たに設置する資材置場については、本条例の制定によって抑止力が働き一定の効果は期待できる。しかしながら、既存の資材置場については、当該条例（案）の概要についての「1. 条例制定の趣旨、目的及び背景」にも謳われているとおり、防災上の懸念や周辺住民の安全性や生活環境の悪化を招いているものが多く見受けられている状況から、改善は急務と考える。努力義務規定では、基準適合の成果は乏しいと考えられる。併せて、公正・公平性の観点から既存権があるがの如くの、やり得は見過ぎすべきでない。</p>	<p>私有財産である既存の資材置場を、事後的に規制の対象とすることは困難であることから、基準への適合について努力義務を課しております。既存の資材置場においては、必要な限度において、資材置場の関係者に対し、資材置場の設置及び管理の状況に関する報告を求められることができるとともに、立入検査を行うことができることとしております。</p>	なし

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
11	<p>3 新・旧資材置場の区分表示について</p> <p>本条例施行後の新たな資材置場と旧資材置場との目に見える形での区分け（表示）が必要ではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>一般住民に分かり易い表示をすることにより現場での混乱を避けるため。</p>	<p>ご意見の通り、許可を受けた資材置場につきましては、標識の掲示を義務といたします。</p>	あり
12	<p>①鋼板で全面的に囲うことを禁止し、透明のプラスチック板を8割以上とし、中が確認できるようにしてほしい。また、プラスチック板の高さを2m以下としてほしい。</p>	<p>ご指摘の通り、資材置場の内部の状況を確認できるようにする必要はあると考えます。しかしながら、資材置場は、敷地の形状や個別の計画によって状況が違い、透視割合を決めることは困難であるため、公道等の人が容易に立入ることができる場所から、資材置場の管理の状況を確認できるようにするための措置を規則において定めてまいります。また、板塀などの高さにつきましては、利用者以外の立入り及び騒音、振動又は粉じんの発生による周辺環境の悪化の防止を図るため、必要な措置を規則において定めてまいります。</p>	なし
13	<p>②資材を置く場合はプラスチック板の外壁から荷崩れ防止のため1m以内へ置けないようにしてほしい。</p>	<p>荷崩れ等の資材の倒壊による危害を防止するために必要な措置につきましては、規則において最低限の基準を定めてまいります。</p>	なし
14	<p>③資材の高さの制限として、資材が台風、大風で外壁の外へ出ないようにするため、資材の高さの制限を設けてほしい。</p>	<p>資材の倒壊による危害を防止するための堆積の高さの制限につきましては、規則において定めてまいります。</p>	なし
15	<p>④資材置場への搬入出の時間の制限として、9時～17時にしてほしい。通勤・通学路の場合は更に厳しくし、登下校時の時間帯は禁止にしてほしい。</p>	<p>私有財産である資材置場に規制を設けるにあたっては、最低限にとどめる必要があるため、時間の制限の基準を設けておりませんが、資材置場の設置等に関する計画に記載する事項として、資材の搬入、堆積等の作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載するよう求めてまいります。</p>	なし
16	<p>⑤資材置場の入口の道路幅の制限として、道路幅員が8m以上ない場合は資材置場を認めないようにしてほしい。</p>	<p>条例で資材置場に規制を設けるにあたっては、私有財産であるため、最低限にとどめる必要があります。幅員4m以上の公道への接続を許可の基準とすることにつきましては、緊急車両の通行、災害時の避難経路、及び、周辺における円滑な交通の確保のための、最低限度の基準として定めております。</p>	なし
17	<p>資材置場を住宅地、特に住宅専用地域、病院、学校等、公的施設付近には設置させないようにしてほしい。</p>	<p>特定の地域において資材置場の設置を禁止することにつきましては、過剰な規制となることから、本条例は、資材置場の設置及び管理に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置及び管理を防止することを目的としております。</p>	なし

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
18	資材置場を住宅、公的施設からの距離を500m以上離れた場所としてほしい。	特定の施設からからの距離に応じて資材置場の設置を禁止することにつきましては、過剰な規制となることから、本条例は、資材置場の設置及び管理に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置及び管理を防止することを目的としております。	なし
19	資材置場としての使用に限り、瓦礫処理等の揺れ、騒音を出す作業は許可しないようにしてほしい。	資材置場から発生する騒音や振動に対し、他法令において制限がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。	なし
20	荷物の積み下ろし時にも騒音が出るので、騒音はださせないでほしい。例えば、ノイズレベル55 d b以下（埼玉県条例と同等）とする。	資材置場から発生する騒音に対し、他法令において制限がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。	なし
21	作業日、時間の限定をしてほしい。例えば、平日9：00～17：00の作業とし、土日祭日の作業禁止。	私有財産である資材置場に規制を設けるにあたっては、最低限にとどめる必要があるため、作業日、時間の制限の基準を設けておりませんが、資材置場の設置等に関する計画に記載する事項として、資材の搬入、堆積等の作業を行う日又は曜日及び時間帯を記載するよう求めてまいります。	なし
22	資材置場には油、ガスボンベ等、危険物は置かせないようにしてほしい。置く場合は消防の許可をとり、然るべき管理免許を持った管理責任者を登録するようにしてほしい。	資材置場に保管する危険物等に対し、他法令において制限がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。	なし
23	資材置場内を火気厳禁としてほしい。	資材置場における火の使用に対し、言及はしておりませんが、他法令に制限がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。	なし
24	資材置場における資材は、安全で、匂いが出ず、必要な物だけを許可してほしい。	資材置場から発生する悪臭に対し、言及はしておりませんが、他法令において制限がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。	なし
25	借地契約、土地利用、資材置場設置の前に、使用目的について市が確認し、市の使用許可制としてほしい。（使用条件は17～24のとおりとする。）	本条例は、資材置場の設置に関し、事前に許可を受ける制度としております。また、許可申請時に確認をする添付書類につきましては、規則において定めてまいります。	なし
26	違反した場合の罰則規定を設けてほしい。今はただ静かにしてくれ、というだけで罰則がない。例えば、一回目注意、二回目警告、三回目業務停止（一定期間）、四回目罰金か刑罰。	本条例は、許可を受けずに資材置場を設置した者に対して、勧告・命令を行えることとしたうえで、命令に違反した者を30万円以下の罰金に処することとしております。また、本条例によらない違法行為につきましては、他法令により対応してまいります。	なし
27	新規の資材置場はもちろん、既存の資材置場も含めて継続的に監視、指導してほしい。	既存の資材置場についても、市において実態を把握するとともに、資材置場の設置及び管理の状況を監視する体制を整備してまいります。また、既存の資材置場における努力義務の実効性の確保に向けて、必要な限度において、資材置場の関係者に対し、資材置場の設置及び管理の状況に関する報告を求めることができるとともに、立入検査を行うことができることとしております。	なし

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
28	市街化調整区域などの樹木を伐採し、田畑から転用した資材置場は、雨水の流出を増加させる行為であるため、事業者による資材置場の設置に関しても、雨水抑制は必要であることから、本条例で雨水抑制に関する基準等を作っていたきたい。	ご指摘の通り、資材置場において、土地の舗装や締め固める行為を行った場合は、雨水の流出量を増加させるおそれがあり、市全体の浸水被害を抑えるためにも、雨水の流出抑制の考え方は大切であると考えております。今後作成する「条例及び規則の手引き」において、本市の雨水の流出抑制の考え方を記載してまいります。	なし
29	②対象行為 資材置場の定義につき、①土石、廃棄物、再生資源を一時保管する土地、②建築用の材料、資機材その他物件を堆積又は保管する土地、と分類された方が以後の許可手続きからみても、より置場利用の内容が明確になると考えますがいかがか。	資材置場の利用の内容を明確にするための資材置場の定義を分類することはしておりません。しかしながら、利用目的を把握することは必要と考えることから、資材置場の設置等に関する計画に記載する事項として「資材置場の設置等の目的」を求めることで、利用の内容を明確にしてまいります。	なし
30	⑦既存の資材置場への対応 既存の置場も含めて新設の場合には簡易型で良いので、「トイレを設置することができる」としてほしい。	ご指摘の通り、市街化調整区域における、資材置場のトイレの必要性につきましては、理解できる部分がある一方で、排水対策の問題があるため、調査研究をしております。	なし
31	1) 対象行為に『②対象行為「新たに資材置場の設置を行い、その設置後の資材置場の管理を行うこと（設置等に係る区域の面積が500㎡以上のものに限る）」とします。』とあるが、既存の77か所の資材置場も対象としてほしい。	私有財産である既存の資材置場を、事後的に規制の対象とすることは困難であることから、基準への適合について努力義務を課しております。既存の資材置場においては、必要な限度において、資材置場の関係者に対し、資材置場の設置及び管理の状況に関する報告を求められることができるとともに、立入検査を行うことができることとしております。	なし
32	1の対象行為の記載へ『区域の面積が500㎡以上のものに限る』とありますが、現存する資材置場の大部分が100㎡～300㎡かと思う。面積の規定が実情に合っていないように感じるが、面積についてご検討をお願いしたい。	資材置場については、①一般的に規模が大きい程、搬入出の回数が増加し、交通の支障や騒音等の周辺への影響が大きくなると考えられること、②赤芝新田地区を調査した結果、500㎡以上のは面積ベースで全体の8割以上と大半を占めること、③全てを対象とすると申請側・審査側双方の負担が大きいこと、これらを総合的に勘案し、500㎡以上を許可の対象としております。	なし
33	市内一律同じ基準で同一規制の合理的理由はない。諸状況において規制を強化すべきである。問題となっている安行近郊緑地保全区域のうち市街化調整区域内には、200㎡以下の資材置場が多数ある。500㎡では実行性はほぼない。少なくとも100㎡～150㎡で検討すべきである。ただ違法行為が数多く行われてきたこと、森等が多く、その実態を把握しにくい点から100㎡を基準に許可制として欲しい。	資材置場については、①一般的に規模が大きい程、搬入出の回数が増加し、交通の支障や騒音等の周辺への影響が大きくなると考えられること、②赤芝新田地区を調査した結果、500㎡以上のは面積ベースで全体の8割以上と大半を占めること、③全てを対象とすると申請側・審査側双方の負担が大きいこと、これらを総合的に勘案し、500㎡以上を許可の対象としております。	なし

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
34	資材置場について、屋外において、土石、廃棄物、再生資源、建築用材料、資機材その他の物件を堆積又は保管する土地とされている。しかし、現状は資材置場兼駐車場となっているが、明確な区別をつけることはできない。資材置場だけでなく駐車場も規制対象に含まなければ実行性は担保されない。資材置場だけでなく駐車場も諸状況を考慮し規制対象として欲しい。また、地域によっては住宅をた建てる際に規制を受けている。住宅よりも住環境に悪影響を与える資材置場や駐車場がそれよりも軽い規制で設置されることは不公平に思う。	本条例は、資材置場の設置及び管理に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置及び管理を防止することを目的としております。廃棄物の野外焼却や建築確認無しでの不適切な建築行為が発生しているものは資材置場であるため、駐車場のみを規制の対象としておりません。ただし、資材置場兼駐車場等の資材置場と他用途を兼ねる場合の一体的な利用につきましては、規制の対象となる例示を、「条例及び規則の手引き」において記載してまいります。また、都市計画法において、市街化調整区域は市街化を抑制する地域であると規定されており、建築物を伴わない資材置場や駐車場は規制の対象となりません。しかし、資材置場につきましては、不適切な資材置場の設置等を防止するため、規制をしております。	なし
35	看板等の設置を義務付けて欲しい。適正な資材置場であることを外からみてもわかるようにして欲しい。看板には許可された面積・緑化率・会社名・代表者名・保有車両や重機・社員数を記載してくれれば安心できます。	ご意見の通り、許可を受けた資材置場につきましては、標識の掲示を義務といたします。また、標識の記載内容につきましては、許可を受けた資材置場の把握をするうえで必要な項目を、規則において定めてまいります。	あり
36	キャバを超える車は当然その地域では交通の妨げになっているため、申請された面積に応じて緑化面積・資材置場の面積から最大車両・重機の保有台数を決めてほしい。	本条例は、資材置場の設置及び管理に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置及び管理を防止することを目的としていることから、最大車両・重機の保有台数を規制することについては、基準を設けておりません。また、緑化面積については、川口市景観形成条例及び景観計画において、緑化率を定めてまいります。	なし
37	許可をするにあたり申請地の境界確定図・地積測量図の提出を義務付けて欲しい。不明確な境界を利用し申請地より大きく土地を利用する危険性があるので、明確な境界の確定書類とそれに基づいて間仕切りを行った証明を義務付けて欲しい。	許可申請時に添付する書類につきましては、資材置場を適正に管理するうえで必要な項目を、規則において定めてまいります。また、証明書の義務付けにつきましては、民事的な要素が多分に含まれているため、証明書を求めておりません。なお、建築基準法においても、建築確認申請をするにあたり、敷地境界の確定書類等の提出を求めておりません。	なし
38	現状同じ敷地内に多くの企業が存在している。抜け道にならないよう、確実に無関係で別個の組織として認められるものがない限り、全体として1として扱ってほしい。	資材置場の一団の土地の考え方につきましては、「条例及び規則の手引き」において記載してまいります。	なし
39	少なくとも本条例により一定程度の成果が認められるまでは毎年行うべきである。定期報告の頻度については、5年に1度は少ないため、間隔を短縮してほしい。	資材置場が適正に管理されるよう、定期報告の頻度につきましては、規則において、3年に1度といたします。	あり

No.	意見の趣旨	市の考え方	修正
40	<p>既存の資材置場も新基準に適合するようにしてほしい。そうしないと目的は達成できない。もちろん経過措置は必要であるが、ただその際も他法令等の関係で違法か否か、適法な手続きを経ていると証明できるのかで差別化するべきであるし、税金はどう納めていたか、農地や山林を資材置場にしたりと宅地を資材置場としたのでは大きく異なる。適正な土地の管理を行っていたものに対してはそれに見合った対処をすべきである。ただ違法状態にあるものに即刻命令等によって是正して欲しい。</p>	<p>私有財産である既存の資材置場を、事後的に規制の対象とすることは困難であることから、基準への適合について努力義務を課しております。既存の資材置場においては、必要な限度において、資材置場の関係者に対し、状況に関する報告を求められることができるとともに、立入検査を行うことができることとしております。また、ご意見の税金や地目等の適正な土地の管理に関し、他法令に規定がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。</p>	なし
41	<p>1. 「対象の敷地面積を500㎡以上ではなく、100㎡以上から対象としてほしい」 (理由) 参考として、現状の資材置場の敷地面積のほとんどが100㎡～500㎡以下のものであること。また、地権者が土地を分筆して、本来500㎡以上の資材置場も100～300㎡ほどにそれぞれ分けられている。これらの現状を鑑みて、対象の敷地面積を500㎡以上とする本仮案は、より現実的なものとして100㎡以上を対象とすべきであるため。</p>	<p>資材置場については、①一般的に規模が大きい程、搬入回の回数が増加し、交通の支障や騒音等の周辺への影響が大きくなると考えられること、②赤芝新田地区を調査した結果、500㎡以上のものは面積ベースで全体の8割以上と大半を占めること、③全てを対象とすると申請側・審査側双方の負担が大きいくこと、これらを総合的に勘案し、500㎡以上を許可の対象としております。</p>	なし
42	<p>2. 「既存の資材置場に関しては、透明性の確保、周辺の安全性の確保の基準適用を行政指導し、従わない場合は社名公表を行うようにしてほしい」 (理由) 本仮案は既存の資材置場に対して罰則を与えることは、遡及処罰の適用となってしまう難しい。しかし現状、不法投棄・不法就労・廃棄物の不法保管などの反社会的行為の温床となっている資材置場の多さを鑑みて、罰則も何もない無法地帯を野放しにするのではなく、「社名公表」を行うことで不法行為の増長を抑制する狙いであるため。</p>	<p>私有財産である既存の資材置場を、事後的に規制の対象とすることは困難であることから、基準への適合について努力義務を課しております。既存の資材置場においては、必要な限度において、資材置場の関係者に対し、資材置場の設置及び管理の状況に関する報告を求められることができるとともに、立入検査を行うことができることとしております。なお、不法投棄や不法就労等に対し、他法令に規定がある場合は、その法令に基づき規制をすることになります。</p>	なし
43	<p>3. 「資材置場として賃貸契約した地権者と利用者を対象に又貸しをする利用者も追加して対象としてほしい」 (理由) 現状の資材置場は、地権者と契約した利用者による又貸し行為が横行しており、それに対応するためにも、又貸し行為の前後の利用者も対象とする必要があるため。</p>	<p>本条例の許可申請者は資材置場の設置に係る工事に着手しようとする者であり、ご意見のとおり、設置後に、又貸し等により資材置場の設置者の変更となる場合につきましては、許可に基づく地位の承継手続きを必要としております。</p>	なし